

瀬戸内海国立公園（山口県地域）

管 理 計 画 書

（案）



平成 年 月

中国四国地方環境事務所

# 目 次

1	管理計画区の概況	
	(1) 瀬戸内海国立公園の概況	… 1
	(2) 管理計画区（山口県地域）の概況	… 2
	(3) 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の公園区域及び公園計画の変更経緯	… 3
2	瀬戸内海国立公園（山口県地域）の管理の基本方針	
	(1) 多島海景観の保全と展望利用の推進	… 5
	(2) 海上からの風景の保全及び海と島の特性を生かした利用の推進	… 5
	(3) 白砂青松の風景の保全	… 6
	(4) 学術的にも貴重な照葉樹林等の自然植生の保全	… 6
	(5) 海域の自然環境の保全と適正利用の推進	… 6
	(6) 歴史的景観・人文景観の維持	… 7
	(7) 地域における保護管理体制の構築	… 7
	(8) 瀬戸内海国立公園に関する情報収集・情報発信及び環境教育・環境学習の推進	… 7
	(9) 瀬戸内海国立公園の生物多様性の保全	… 7
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項並びに適正な公園利用の推進に関する事項	
	(1) 管理計画区の設定	… 9
	(2) 各地区に共通する保全・整備方針	… 10
	(3) 各地区の保全・整備方針	… 13
	①屋代島地区	… 13
	②柱島群島地区	… 15
	③上関地区	… 16
	④光地区	… 17
	⑤周南地区	… 19

4	公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項	… 22
	(1) 行為許可の取扱いに関する事項	… 22
	(2) 公園事業の取扱いに関する事項	… 30
	(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧	… 35
5	その他国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る目的を達成するために必要な事項	… 36
	(1) 利用者の指導に関する事項	… 36
	(2) 地域の美化修景に関する事項	… 37
	(3) その他事項	… 39
別紙 1	瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項	… 40
別紙 2	瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針	… 42
別紙 3	修景植栽樹種の一覧表	… 43
別紙 4	関係法令等一覧	… 47
参考 1	指定植物一覧	… 50
参考 2	許認可申請書進達ルート	… 52
参考 3	管理計画検討会名簿と検討経緯	… 53
別 添	瀬戸内海国立公園（山口県地域）展望地カルテ	… 54

## 1 管理計画区の概況

### (1) 瀬戸内海国立公園の概況

瀬戸内海は、紀淡<sup>きたん</sup>、鳴門<sup>なると</sup>、豊予及び関門の4海峡で囲まれた海域を指し、本州各地の展望地から望む多島海、船で巡る島々、白砂青松の海岸、瀬戸の潮流、日の出、海に沈む夕日及び瀬戸の夜景、伝統的集落・社寺仏閣や段々畑等、自然景観と人文景観が一体となった、独特の親しみ深い内海の多島海景観を特徴としている。

瀬戸内海国立公園は、これらの瀬戸内海の景観のうち、内海多島海景観及び瀬戸景観に重点を置いて、昭和9年3月16日、備讃瀬戸<sup>びさんせと</sup>地域を中心に日本で最初の国立公園の一つとして指定された。その後数回にわたる追加指定により、内海部と一体となってこれらの景観を構成する本州部分、海水浴場、展望地等の本公園にふさわしい利用拠点、瀬戸内海の縁辺にあつて極めて利用性の高い地域及び海面が指定された。

現在では、瀬戸内海の海面の約35%がその区域となっており、島と本土を合わせた陸域面積が、66,934ha（平成20年12月末現在）にわたり、大阪府、兵庫県、和歌山県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県及び大分県の11府県に及ぶ。

瀬戸内海国立公園は、昭和30年代に始まる地域住民の都市地域への移動と離島における過疎・高齢化といった経済、社会環境の変化の中で、大規模臨海工業地帯の出現、漁港・港湾の近代化、塩田の消滅、島全体を覆いつくすようなミカン畑の造成、森林・海浜部における松枯れ等により、自然及び人文景観の著しい変化を経験してきた。

近年は、ライフスタイルの変化、余暇の拡大、エコツーリズムの普及等に伴い、瀬戸内海の島々においても、昔の面影を残す島の暮らしに触れ、本土から隔絶された島ならではの雰囲気やゆったりした時間の流れ、海辺の新鮮な魚介類や島の伝統料理を楽しむ人々が徐々に増えており、瀬戸内海の島々は本州から見る対象（視対象）としてだけではなく、訪れる人々の心を癒す空間となりつつある。

## (2) 管理計画区（山口県地域）の概況

対象となる地域は、関門地域を除く山口県地域で、島嶼部では柱島群島、屋代島及び周辺の島嶼、熊南群島、笠戸島、周南群島等の島嶼、本州沿岸部で太華山、虹ヶ浜海岸、室積海岸、室積半島、千坊山・大峰山、皇座山を含み、内海多島海、断層崖、海食崖等優れた海洋景観を有する地域と、瀬戸内海の眺望に優れた地域に分けられる。

山口県地域の公園区域は、昭和 25 年及び昭和 31 年の区域拡張により公園に編入され、その後平成 3 年に公園区域及び公園計画の全般的な見直し（再検討）により、島嶼部の追加編入が行われた。さらに、平成 18 年に自然的社会的条件の変化に対応するため、海面普通地域内での埋立てにより陸地化した部分の公園区域の明確化が行われたところである。

山口県地域には古くから人が居住し、経済社会活動が営まれ続けてきたため、自然林は室積半島の峨嵋山にわずかに見られるのみで、大部分はアカマツの二次林である。区域内の沿岸部には石油コンビナートや市街地が形成され、その他はミカン栽培を主とした農業と沿岸漁業地域となっている。

本地区の主な利用は瀬戸内海の展望やハイキング、海水浴、キャンプ、釣り、潮干狩り等の海浜レクリエーション、社寺参詣等である。

(3) 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の公園区域及び公園計画の変更経緯

① 公園区域

S.25.5.18	厚生省告示第 145 号	おおしま 大島郡内の主要峰から徳山湾 <small>とくやま</small> に至る島嶼部の区域指定（瀬戸内海国立公園第 1 次拡張）
S31. 5. 1	厚生省告示第 104 号	岩国市、大島郡周辺島嶼部、光市等の区域指定（瀬戸内海国立公園第 2 次拡張）
H 3. 7.26	環境庁告示第 38 号	公園区域の変更（再検討）（情島 <small>なさけしま</small> 、柱島、浮島、黒髪島、白木山、皇座山及びその周辺地域の区域指定並びに公園区域としての資質を失っている箇所 <small>な</small> の区域削除）（※ 1）
H18. 1.19	環境省告示第 9 号	公園区域の区域変更（点検）（※ 2）

（※ 1）昭和 31 年の区域拡張後、都市化、臨海部における工業地域化等により景観が変容したため、地域全体にわたって再検討を行った。

（※ 2）再検討後の自然的社会的条件の変化に対応するため、海面普通地域内での埋め立てにより陸地化した部分の公園区域の明確化を行った。

② 保護計画

S32.10.23	厚生省告示第 343 号	特別地域の決定
H 3. 7.26	環境庁告示第 39 号 及び 40 号	公園計画の再検討による特別地域の地種区分の変更

③ 利用計画

S27.10.13	厚生省告示第 265 号 厚生省告示第 266 号	室積園地計画決定 〃 事業決定
S29.2.18	厚生省告示第 41 号 厚生省告示第 44 号	松原海水浴場、太華山車道計画決定 〃 事業決定
S32.10.23	厚生省告示第 341 号	車道、歩道、単独施設計画決定
S45.12.12	厚生省告示第 419 号 厚生省告示第 421 号	笠戸島瀬戸園地計画決定 〃 事業決定
S48. 8. 2	環境庁告示第 47 号 環境庁告示第 49 号	笠戸島野営場計画決定 〃 事業決定
H 3. 7.26	環境庁告示第 39 号	公園計画再検討による利用計画変更（※ 3）

H18. 1.19 環境省告示第 10 号 利用施設計画の変更（点検）（※4）

（※3）園地及び野営場を新規に追加。

（※4）公園利用上の必要性が乏しく、今後整備される見込みのない園地、水泳場等を削除。

## 2 瀬戸内海国立公園（山口県地域）の管理の基本方針

「目指す瀬戸内海国立公園（山口県地域）の姿」を次のとおりとし、その実現のために（１）以下の事項を推進していくこととする。

- ・自然景観と人文景観が一体となった多島海景観が適切に保全されていること。
- ・生物多様性が適切に保全されていること。
- ・海と島の特性を生かした瀬戸内海ならではの利用が適切になされていること。
- ・多くの人が自然に親しむことができ、訪れる人々が癒される空間であること。
- ・地域の人々が誇れる空間であること。
- ・瀬戸内海国立公園についての情報を多くの人々が利用・共有できること。

### （１） 多島海景観の保全と展望利用の推進

瀬戸内海の風景の真骨頂である多島海景観に感動することが、保全意欲の源ともなりうるという観点から、眺望対象である島々の景観を保全するとともに、展望地においては、眺望確保のための適切な植生管理や展望地そのものの魅力増進等に努める。また、利用者への展望地に関する情報提供に努める。

- ① 多島海景観を形成する要素（島嶼、岬、鼻、海、集落等）の一体的な保全に努める。
- ② 眺望対象となっている島の外観を改変するような工作物の新築や土地の形状変更等の行為を抑制する。
- ③ 島の周囲に十分に広がる海域を確保するため、島を地続きにしたり一部を取り囲む等の埋立てを厳に抑制する。
- ④ 見せ方の工夫を十分考慮した展望地の整備を進める。
- ⑤ 展望地へのアクセス情報や施設内容等を整理するとともに、利用者への情報提供に努め、利用の推進を図る。
- ⑥ 眺望確保のための継続的な植生管理等、展望地維持管理の体制づくりを関係機関等（「関係行政機関、地元関係者、有識者、NPO法人等」以下同じ）と進める。

### （２） 海上からの風景の保全及び海と島の特性を生かした利用の推進

瀬戸内海の風景評価の基となった、海上から眺める島嶼、岬、鼻等の景観、時間と共に移り変わる夕景・夜景や潮流、特色ある島内の奇岩及び巨岩、巨樹、シイ・カシ林等その島の風景として定着し特徴づけられてきた植生、歴史的建造物、伝統的集落、島の伝統料理や伝統行事等、海と島らしさを特徴づける「要素」の保全、及びそれらに関する情報提供、島間、島内の交通の便の向上等、瀬戸内海の特性を生かした瀬戸内海ならではの利用を推進する。

- ① 眺望対象となっている島の外観（概観）を改変するような工作物の新築や土地改変等の行為を抑制する。

- ② 海岸の伝統的集落景観の保全について、関係機関等と協力して、合意形成に努める。
  - ③ 島間移動、島内移動手段の確保について、関係機関等に働き掛けるとともに、公園利用者への関連情報の提供に努め、利用を推進する。
  - ④ 海とふれあう利用に関する情報を利用者に提供する。
  - ⑤ 関係機関等の協力も得ながら、海と島の特性を生かしたエコツアー等の利用メニューの開発に努め、これらに関する情報を利用者に提供し、利用を推進する。
  - ⑥ 関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。
- (3) 白砂青松の風景の保全
- 砂浜の維持に努めるとともに、マツ林の適切な保護、管理を促進する。
- ① 砂浜及びマツ林の状態について情報収集を進めるとともに、管理者に適切な対策を働き掛ける。また、必要な支援策を検討する。
  - ② 関係機関等と連携して適切なマツ枯れ被害防除に努める。
  - ③ 砂浜及びマツ林の景観並びに生態系の連続性を維持するため、これらを分断する工作物の新築や土地の形状変更等に当たっては、防災上や地域住民の生活の維持を踏まえた上で、慎重に対応する。
- (4) 学術的にも貴重な照葉樹林等の自然植生の保全
- 自然改変の歴史が長く、アカマツやツツジ類から成る二次林の発達する瀬戸内海地域において、海岸沿いに点在するウバメガシ林や神社の森に残るシイ、カシ林等の特色ある照葉樹林等、わずかに残された自然植生の保全を図るため、これらの改変行為を極力抑制する。
- (5) 海域の自然環境の保全と適正利用の推進
- 人手が加わることにより、生産性と生物多様性が高くなった沿岸海域を里海と捉え、埋立て、護岸等により減少している自然海岸、干潟、藻場等の自然環境を維持又は再生するとともに、海域の生態系に配慮した持続可能な利用システムの構築を、関係機関等との協力のもと進める。
- ① 多島海景観を改変するような自然海岸、干潟、藻場等の埋立てを抑制するとともに、それらの適切な再生を関係機関等の協力のもと推進する。
  - ② 持続可能な利用システムの構築に向けて、浅海域の生態系調査、景観調査等を関係機関等の協力のもと進める。
  - ③ カブトガニ、スナメリ等瀬戸内海を特徴づける希少動物や希少海浜植物の生息・生育環境を維持再生するために必要な調査等を関係機関等の協力のもと進める。
  - ④ 関係機関等の連携によりシーパトロールを行う等、海域へのごみの不法投棄、船舶による油流出等の海洋汚染を未然に防止し、発生の際は、海上保安庁、地元漁業組合等と連携して迅速に対応する。
  - ⑤ 瀬戸内海の景観を損なっている漂着ごみ、海底ごみ、漂流ごみ等については、平成18年度に設置された「瀬戸内海海ごみ対策検討会」等により、その実態把握、回収処

理体制の確立及び発生抑制対策の実施に努めているところであり、本検討会に参加している関係機関、漁業者や及び地域住民と協力、連携した海浜清掃等を推進する。

(6) 歴史的景観・人文景観の維持

点在する史跡、現在でも人々の暮らしと結びついた風景等、地域を特徴づける歴史的景観・人文景観を維持・活用できる社会を、住民生活と調整を図りながら、関係機関等と連携して構築する。

(7) 地域における保護管理体制の構築

「地域の人々が自らの地域の自然環境、及びそれと伝統的集落が一体となった風景に誇りを持ちそれを大切に思う気持ち」を掘り起こし、それを育むことで、「自ら、地域の自然環境が保全され、適切な利用がなされるような状態」へ誘導していくよう努める。

(8) 瀬戸内海国立公園に関する情報収集・情報発信及び環境教育・環境学習の推進

瀬戸内海を見るだけでなく、学べるよう、各主体が拠点の整備や改修を図るとともに、自然景観や人文景観等に関する情報収集、ホームページ等の活用による情報の共有を図り、国や関係自治体を始めマスコミや観光協会、NPO法人等が協力して、恒常的に瀬戸内海国立公園についての情報発信、PRを行い利用の促進を図る。

また、中国四国地方環境事務所において実施している、展望地の現況を調査する「展望地カルテ」の結果等、瀬戸内海国立公園についての調査情報を積極的に発信する。

さらに、近年、地球温暖化の進行により、生態系の攪乱や種の絶滅等生物多様性に対しても深刻な影響が生じることが危惧されていることから、国立公園の管理運営に必要な地球温暖化の影響をはじめとする科学的情報について、関係行政機関、研究者、地域専門家等の協力を得て収集し、これらの情報を踏まえた国立公園の適切な運営管理を進める。

瀬戸内海国立公園の優れた自然環境を生かし、収集した情報を活用しつつ、関係機関との連携のもとに環境教育、環境学習を推進する。

(9) 瀬戸内海国立公園の生物多様性の保全

瀬戸内海国立公園は、我が国の風景を代表する傑出した自然の風景地であるとともに、古くから人が居住し続けてきたことから、自然と調和しつつ農林漁村、史跡、名勝等の文化的景観が長い年月をかけて形成されてきた。

陸域では二次林、農地が優先する中に社寺周辺の照葉樹林が点在し、島嶼部周辺及び海岸部では干潟、藻場が分布する、独特な生態系が見られる地域である。

これらの風景地や地域を生物多様性の観点から保全するとともに、失われた自然や自然に親しむ場を取り戻す取組を推進する。

優れた自然の風景地や生態系は、利用者の五感を通じた自然体験が可能であり、その豊かな自然体験を通じて利用者に感動を与えることから、それが地域の魅力向上や振興策にもつながることが期待される。

### 3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項並びに適正な公園利用の推進に関する事項

#### (1) 管理計画区の設定

きめ細やかな保全管理を実現するために、地理的条件、利用状況及び行政区域も考慮しつつ、瀬戸内海国立公園（山口県地域）を下記の5つの管理計画区（①～⑤）に区分し、それぞれの保全対象ごとに風致景観及び自然環境の保全に関する事項並びに適正な公園利用の推進に関する事項をまとめる。

##### ① 屋代島地区

ア かのうざん だけさん もんじゅやま げんめいざん  
嘉納山、嵩山、文珠山及び源明山

イ しらきやま  
白木山

ウ うかしま まえじま かしらじま なさけじま  
浮島、前島、頭島及び情島

エ おおみなせじま こみなせじま  
大水無瀬島及び小水無瀬島（周防大島町）

##### ② 柱島群島地区

はしらじま はしま くろしま  
柱島、端島及び黒島

##### ③ 上関地区

ア おうざさん  
皇座山

イ さごうじま うましま はねしま  
佐合島、馬島及び勿島

##### ④ 光地区

ア 虹ヶ浜海岸及び室積海岸

イ せんぼうざん おおみね  
千坊山及び大峰山

ウ 峨嵋山、杵崎及び象鼻ヶ岬

##### ⑤ 周南地区

ア かさどじま  
笠戸島

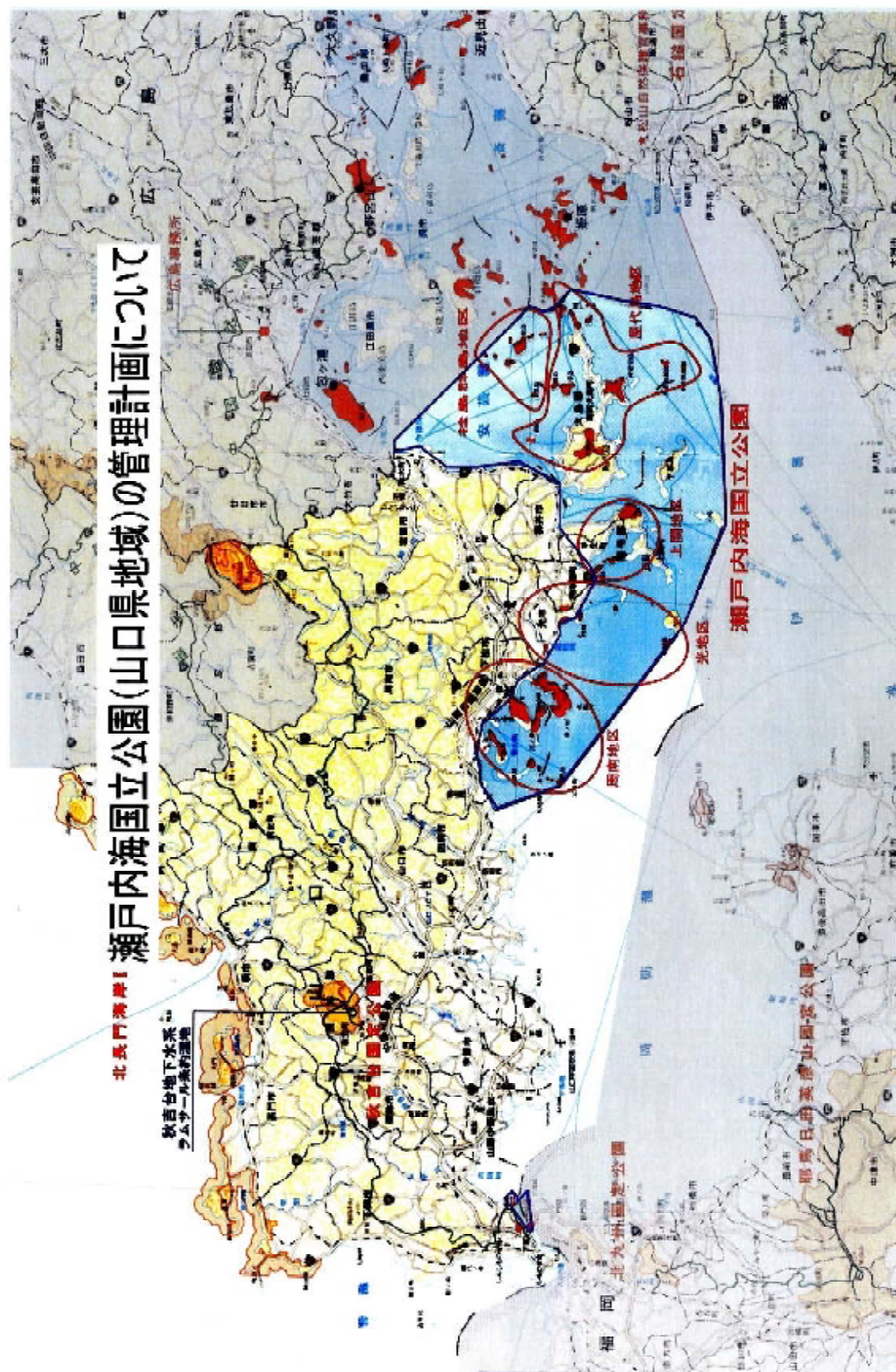
イ たいかざん  
太華山

(2) 各地区に共通する保全・整備方針

各地区に共通する保全・整備方針は次のとおりとする。

- ① 公園景観保護の観点から、工作物の新築、樹木の伐採、土地の改変等、公園の資質を低下させる行為については、支障が小さくなるよう指導する。
- ② 老朽化又は損壊した廃屋、休憩所、看板、ベンチ等については撤去・改修の対応がなされるよう関係機関等と協力して所有者又は管理者に働き掛ける。
- ③ 放棄竹林、耕作放棄地については間伐、刈り払い等適切な対策がなされるよう関係機関等と協力して所有者に働き掛ける。
- ④ 好展望地、多目的園地として多くの人に訪れてもらえるよう、普及啓発及び維持管理に努める。具体的には次のとおりとする。
  - ア 誰にでもアクセスの容易な展望地の情報、交通手段が限られている地域へのアクセス情報、新たな見所や利用形態等、利用者への情報の発信に努める。
  - イ 関係機関等と協力し、地域の特性を生かした利用メニューの開発及び利用方法に関する情報発信に努める。
  - ウ 樹木が眺望景観を阻害している場所（特に展望園地、歩道先端部の展望地）については、現在の利用状況及び地元住民の意向を踏まえた上で、樹木の伐採及び剪定を検討する。また、伐採後は、地元で展望を維持していくための維持管理体制を確立する。
  - エ 清掃、施設の維持管理等、利用上支障が生じないように国立公園事業者との連携を図る。
  - オ 国立公園事業執行者、関係機関等の連携により、利用者の安全確保を十分図る。
- ⑤ その他

島嶼部の眺望対象としては重要であるが規制の弱い場所、良好な環境を有しているが公園区域外の場所については多島海景観維持の観点から、特別地域への地種区分変更や公園区域への編入について関係機関と検討を続ける。



瀬戸内海国立公園(山口県地域)の管理計画について

3) 各地区の保全・整備方針

① 屋代島地区

ア 嘉納山、嵩山、文珠山及び源明山

<p>1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項</p>	<p>(1)概況            地区内はスギやヒノキの植林や竹林も多く、ほとんどが二次的植生である。            嘉納山、嵩山、文珠山及び源明山の山頂や歩道沿いからは、他の山々や前島、浮島、頭島、柱島、端島等の多島海景観が優れている。            また、源明峠付近には、自然環境保全基礎調査の特定植物群落「源明山集塊岩地植物群落」(※)が指定されており、セトウチギボウシ(環境省レッドリスト 2007、EN)等希少種の植物群落が見られる。</p> <p>(2)保全方針            特に文殊山、嘉納山等の山頂及び歩道沿いから北側に望まれる多島海景観の展望の確保に努める。            また、「源明山集塊岩地植物群落」の保全に努める。</p> <p>(※)「源明山集塊岩」は、付近の火山岩とともに、瀬戸内火山岩(p16)と呼ばれている。</p>
<p>2 適正な利用の推進に係る事項</p>	<p>(1)概況            展望、ハイキング、登山、野鳥観察や植物観察等の利用がある。            嵩山山頂に駐車場、公衆便所、及び展望施設が整備されている。また、嘉納山を中心に嵩山、源明山、文殊山につながる歩道が整備されている。歩道の途中には休憩所やベンチ、案内標識等が設置整備されている。</p> <p>(2)利用方針            既存歩道の再整備(倒木撤去、路面整正、方向標識、解説標識、駐車場、休憩所、ベンチ等の設置)について検討し、ハイキング、登山の利用を促進する。</p>
<p>3 目標</p>	<p>美しい多島海景観が保全され、ハイキング、縦走登山のできる場所を目指す。</p>
<p>4 指定地域</p>	<p>尾根筋から山中腹まで一帯が第3種特別地域に指定。一部第2種特別地域と普通地域。</p>
<p>5 公園事業</p>	<p>嘉納山線道路(歩道)(山口県、周防大島町)</p>

イ. 白木山

<p>1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項</p>	<p>(1) 概況 白木山周辺は、コナラ、ノグルミ等の落葉広葉樹林及びスギ、ヒノキ植林等の二次植生である。 白木山山頂園地からは、浮島、頭島、前島、柱島、大水無瀬島、小水無瀬島等多島海景観の眺望が優れている。</p> <p>(2) 保全方針 山頂から多島海景観を望む主要展望方向である南北側の展望の確保に努める。</p>
<p>2 適正な利用の推進に係る事項</p>	<p>(1) 概況 展望及びドライブの利用が多い。白木山山頂園地内に、休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所が整備されている。</p> <p>(2) 利用方針 既存の歩道の再整備（路面整正、標識類及びベンチの設置等）について検討するとともに、山頂へのアクセス道路の路面整備等の整備を検討する。 展望地周辺において、通景確保（枝払い、伐採等）に努める。</p>
<p>3 目標</p>	<p>園地までの車利用による確保に努めるとともに、展望園地としての快適な利用を促進する。</p>
<p>4 指定地域</p>	<p>山頂から山中腹まで一帯が第2種特別地域に指定。一部普通地域。</p>
<p>5 公園事業</p>	<p>白木山山頂園地（山口県、周防大島町）</p>

ウ. 浮島、頭島、前島及び情島

<p>1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項</p>	<p>(1) 概況 主にアカマツが分布する。海岸線はトベラやシャリンバイが優占する風衝低木林が見られる。浮島、頭島等の斜面には段々畑状にミカン園が多く存在する。</p> <p>(2) 保全方針 嘉納山、嵩山、白木山等から眺望される多島海景観の構成要素として、島の自然環境の保全に努める。</p>
<p>2 適正な利用の推進に係る事項</p>	<p>(1) 概況 魚釣り目的のグループでの利用が多い。</p>

3 目標	多島海の自然環境の保全。段々畑、漁村景観といった文化的資源も見られる瀬戸内海の内原風景を離島ののんびりした時間の流れの中で満喫できる島を目指す。
4 指定地域	四島とも、一部集落地とその周辺を除いて第2種特別地域に指定。
5 公園事業	なし

エ. 大水無瀬島、小水無瀬島（周防大島町）

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>地区内の植生は、マサキやトベラが優占する海岸風衝低木樹林である。</p> <p>亜熱帯性の植物であるアコウ（県の天然記念物）の自生北限地であり、植物地理学上貴重である。</p> <p>(2) 保全方針</p> <p>白木山から眺望される多島海景観の構成要素として、島の自然環境の保全に努める。</p> <p>アコウ及びその自生地を厳正に保護する。</p>
4 指定地域	両島とも、全域が第1種特別地域に指定。
5 公園事業	なし

②柱島群島地区

柱島、端島、黒島

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>白砂や岩場の自然海岸が多く残り、砂浜以外の海岸線にはマサキやトベラが優占する風衝低木林見られる。</p> <p>内陸部は主にシイ・カシ萌芽林やアカマツ林が分布する。</p> <p>(2) 保全方針</p> <p>嘉納山、嵩山、白木山等から眺望される多島海景観の構成要素として、島の自然環境の保全に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1) 概況</p> <p>海水浴、魚釣りが多く、単身、家族、グループでの利用がある。</p> <p>(2) 利用方針</p> <p>利用施設の未整備や PR、定期船の便数が少ないなど受け入れ体制の整備を模索する。。</p>
3 目標	多島海の自然環境が保全されるとともに、瀬戸内海の内原風景を離島ののんびりした時間の流れの中で満喫できる島を目

	指す。
4 指定地域	一部集落地とその周辺を除いて第2種特別地域に指定。
5 公園事業	なし

③上関地区

ア. 皇座山

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況</p> <p>地区内の大部分は人為的影響が加わり、自然植生はほとんど見られないが、瀬戸内火山岩からなる皇座山の東側中腹には小規模なイワギリソウ群落等希少性の高い植生が見られる。</p> <p>地質や地形的には、領家花崗岩を基盤とした瀬戸内火山岩からなる解析の進んだ溶岩円頂丘を示す。展望施設からは、南から西にかけて瀬戸内海の多島海景観を望むことができる。</p> <p>(2)保全方針</p> <p>皇座山東側中腹に自生するイワギリソウ等の希少性の高い植生の保全に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況</p> <p>展望、散策、ドライブ、ハイキング等による利用があるが、主要な都市や駅から遠く、周辺に観光施設が少ないため利用者は比較的少ない。皇座山山頂に、休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所、解説板等が整備されている。また、山頂へ登る車道が二路線整備されている。</p> <p>(2)利用方針</p> <p>景観の優れた皇座山山頂部の自然公園としての魅力の維持と山頂部への利用誘導に努める。アクセス道路に誘導標識の整備を検討する。山頂部施設の維持管理に努める とともに、展望地周辺において通景確保（枝払い、伐採等）に努める。</p>
3 目標	地区を代表する好展望地として、気軽に展望、散策、ハイキング等を楽しめる山を目指す。
4 指定地域	第3種特別地域に指定。
5 公園事業	皇座山山頂園地（山口県）、室津皇座山線道路（車道）、平山皇座山線道路（車道）（上関町）

イ. 佐合島、馬島及び列島

1 風致景観及び	(1)概況
----------	-------

自然環境の保全に関する事項	<p>白砂の自然海岸が残されている。砂浜以外の海岸線にはマサキやトベラが優占する風衝低木林が分布し、内陸部はタブやコナラ群落が分布する。</p> <p>馬島の要害山からは、勿島が一望できる。</p> <p>(2) 保全方針</p> <p>皇座山から眺望される多島海景観の構成要素として、島の自然環境の保全に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1) 概況</p> <p>両島とも、釣り客が多く訪れ、夏は海水浴客でにぎわう。馬島ではキャンプ利用もある。</p> <p>佐合島の海水浴場には、公衆便所、パーゴラ、園路が整備されており、馬島では、海水浴施設、キャンプ場、遊歩道が一体的に整備されている。要害山へ登る遊歩道はハイキングにも利用され頂上は展望台になっている。</p>
3 目標	<p>多海島、自然海岸の風景を維持する。また、それらの魅力を最大限に生かし、展望、釣り、海水浴、キャンプ等多目的な利用で人々の集う魅力ある島づくりを目指す。</p>
4 指定地域	<p>両島とも、一部集落地とその周辺を除いて普通地域に指定。陸繋島の勿島のみ第2種特別地域。</p>
5 公園事業	なし

#### ④光地区

##### ア. 虹ヶ浜海岸及び室積海岸

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1) 概況</p> <p>「快水浴場 100 選」、「白砂青松 100 選」、「名松 100 選」、「森林浴の森 100 選」に選定されており、夏季には海水浴、森林浴、キャンプ等の目的で多くの観光客が訪れる。クロマツ林は、台風やマツクイムシにより松枯れが問題となっている。</p> <p>虹ヶ浜海岸西端の門蔵山周辺の磯は、良好な自然が残されており、また山頂から海浜及び周辺の島々を眺望することができる。</p> <p>室積海岸からは、室積半島峨嵋山の陸繋島を望むことができる。</p> <p>(2) 保全方針</p> <p>クロマツ林等砂浜沿いの自然植生の保全を図り、砂浜の景観を維持する。</p>
2 適正な利用の推進	<p>(1) 概況</p>

進に係る事項	<p>虹ヶ浜海岸及び室積海岸とも夏の海水浴場が主である。海水浴場利用のための公衆便所や駐車場等が整備されている。</p> <p>(2)利用方針</p> <p>虹ヶ浜海岸は、白砂青松の海岸を活用し園地として自然観察路、散策、展望エリアが計画されているため、園地の事業決定及び執行を検討する。虹ヶ浜海岸の中心には、エリアの利用の中心として情報提供の充実を図るための案内板及び解説板の整備を検討する。利用とクロマツ林の保全のバランスに配慮し、飛砂の防備や植林に努める。</p>
3 目標	現在の白砂青松の自然海岸を維持しつつ、安全・安心で快適な利用ができる、人々の集う魅力ある海水浴場や憩いの場を目指す。
4 指定地域	海浜が第2種特別地域に指定。
5 公園事業	なし

#### イ. 千坊山及び大峰山

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況</p> <p>スギ・ヒノキ植林が優占しているが、尾根筋や山頂部等ではアカマツの二次植生が見られる。地形・地質的には周南丘陵の小起伏状山地で、領家変成帯の片麻状花崗閃緑岩と珪質縞状片麻岩で構成されている。峨嵋山、室積海岸や沖合の島々等が眺望できる。</p> <p>(2)保全方針</p> <p>千坊山から大峰山を結ぶ車道や歩道沿いから峨嵋山、室積海岸等や、沖合の島々の展望の確保に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況</p> <p>展望、散策、ドライブ、ハイキング、登山、野鳥観察や植物観察等の利用がある。</p> <p>千坊山から大峰山へと続く車道通称「コバルトライン」には、付帯施設として展望広場（駐車スペース、休憩展望所、歩道）が整備されている。</p> <p>(2)利用方針</p> <p>車道沿いの休憩展望所や歩道の維持管理に努める。</p> <p>千坊山、大峰山山頂及び歩道上の展望地からの通景確保（枝払い、伐採等）に努める。</p>
3 目標	展望の対象となっている多島海景観が保全され、かつそれらを眺めながら、気軽にハイキングを楽しめる山を目指す。

4 指定地域	第2種特別地域。
5 公園事業	千坊山線道路（歩道）（光市）

ウ．峨嵋山、杵崎及び象鼻ヶ岬

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況</p> <p>室積湾を囲んで室積半島を形作る峨嵋山は、7つの峰からなり、アカマツ林から遷移した常緑広葉樹林には、シイ、カシ等約380種の樹種が見られることから、昭和7年にの原生林が国の天然記念物に指定されている。また、メジロ、ホオジロ等の鳥類、昆虫等、多くの種が生息する。</p> <p>室積湾を包むようにして室積半島の先端からのびる象鼻ヶ岬は、天の橋立になぞらえ、周防橋立とも呼ばれている。</p> <p>(2)保全方針</p> <p>峨嵋山の原生林については、厳正に保全する。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況</p> <p>展望、散策、ハイキング、野鳥観察や植物観察に利用されている。峨嵋山には歩道が整備されており、象鼻ヶ岬の低地には休憩所、公衆便所、ベンチ、植栽等が整備されている。</p> <p>(2)利用方針</p> <p>海岸植生、磯等の自然観察の場として、既存施設を活用とともに、必要に応じて再整備を検討する。峨嵋山園地の老朽化した施設については利用状況に応じて改修、撤去を検討する。</p>
3 目標	<p>峨嵋山のシイ、カシの原生林は厳正に保全する。</p> <p>山側から先に出た平地は、多島海の展望や野鳥観察や植物観察、釣り、ハイキング等が楽しめ、自然を満喫できるような魅力のある半島を目指す。</p>
4 指定地域	第2種特別地域に指定。
5 公園事業	峨嵋山園地（山口県）

⑤周南地区

ア．笠戸島

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況</p> <p>笠戸島は海岸線の出入りが激しく、はなぐり岩等の奇岩、自然海岸も各所に見られる。山地はアカマツが優占する。</p> <p>笠戸島の尾根沿いに整備された歩道や展望地からは、西方</p>
-----------------------	--

	<p>向に太華山が眺望できる。</p> <p>(2)保全方針 太華山からの展望対象となっていることから、景観の構成要素として島の自然環境の保全に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況 笠戸島入口の園地から笠戸島の尾根沿い、海岸沿いに歩道が整備されている。 そのほか普通地域内では、国民宿舎や家族旅行村等の宿泊施設や海水浴場が整備されている。</p> <p>(2)利用方針 園地、歩道等の施設については、適正な維持管理に努める。</p>
3 目標	展望及びキャンプ、ハイキング等の自然体験活動利用を推進し、自然の中で気軽に散策、休憩、展望、海水浴等のできる場所を目指す。
4 指定地域	集落地を除くほとんどの箇所が普通地域、一部が第2種特別地域に指定。
5 公園事業	笠戸島瀬戸園地（山口県）、笠戸島回遊線道路（歩道）（山口県）、笠戸島野営場（近畿中国森林管理局）

#### イ. 太華山

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況 太華山周辺の植生は山腹ではコナラ、ノグルミ、ヤシヤブシ等の落葉広葉樹にスダジイ、アラカシ等常緑広葉樹が混生し、道路沿いや尾根部にはアカマツ林が見られる。山頂園地及び尾根を走る歩道から、東側には笠戸島が西側には仙島、黒髪島、馬島等の多島海景観を眺望することができる。</p> <p>(2)保全方針 太華山山頂園地を起点とする尾根沿いの歩道から望まれる笠戸島等の多島海景観の展望の確保に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況 展望、ハイキング等の利用が多い。太華山山頂園地内に展望施設、駐車場、公衆便所、園路、解説板等が整備されている。また、山頂へつながる車道及び歩道が整備されている。</p> <p>(2)利用方針</p>

	有数の多島海景観の展望場所として魅力ある利用施設の維持管理に努める。
3 目標	周南地区を代表する好展望地として、多島海景観の魅力を最大限に引き出し、楽しめるような展望地を目指す。
4 指定地域	太華山山頂部分は第2種特別地域、集落地と工業用地を除く残りの地域が普通地域に指定。
5 公園事業	太華山山頂園地（山口県、周南市）、太華山線道路（歩道）（山口県）、太華山線道路（車道）（周南市）

ウ. 馬島、黒髪山及び仙島

1 風致景観及び自然環境の保全に関する事項	<p>(1)概況</p> <p>島のほとんどがアカマツ林等の二次的植生である。黒髪島は全島が花崗岩より構成され、区域外では古くから御影石の採掘が行われている。周南地域の多島海景観を構成する。</p> <p>(2)保全方針</p> <p>太華山からの展望対象となっていることから、多島海景観の構成要素として島の自然環境の保全に努める。</p>
2 適正な利用の推進に係る事項	<p>(1)概況</p> <p>キャンプや魚釣りの利用が多い。</p> <p>(2)利用方針</p> <p>馬島に関しては今後の利用の推移を見ながら、眺望地点を中心に整備の必要性を検討する。</p>
3 目標	太華山からの多島海景観の構成要素であることから、島嶼の自然環境を保全する。
4 指定地域	仙島と黒髪島は採石区域を除いて第3種特別地域。馬島は、集落地とその周辺を除いて普通地域に、洲島は第2種特別地域に指定。
5 公園事業	なし

#### 4 公園事業及び行為許可等の取扱いに関する事項

##### (1) 行為許可の取扱いに関する事項

特別地域に係る取扱方針については、自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 11 条（特別地域、特別保護地区及び海中公園地区内の行為の許可基準（以下、「許可基準」という。）」、「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方針について（平成 12 年 8 月 7 日付環自国第 448-3 号、平成 15 年 4 月 1 日付環自国第 133 号自然環境局長通知）」（以下、「細部解釈等」という。）及び「国立公園の許可、届出等の取扱要領について（平成 17 年 10 月 3 日付環自国発第 051003001 号自然環境局長通知）」（以下、「許可、届出等取扱要領」という。）によるほか、下記の行為許可の取扱いに関する事項による。

なお、普通地域に関して、要届出行為については、「許可、届出等取扱要領」及び「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準について（平成 13 年 5 月 28 日付環自国第 212 号自然環境局長通知）」（以下、「普通地域内処理基準」という。）による。

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
<p>1 工作物の新築、改築又は増築</p> <p>(1) 建築物</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、球形、円形等奇抜な意匠は避け、落ち着いた外観意匠とし、周囲の風致に調和した色彩を用いるとともに、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。また、貴重な野生動植物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地内で行う場合には、その分断等、行為による影響を考慮し、必要に応じて代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>沿岸に良好なマツ林が残されている場合は、マツ林と渚の間には原則として建築物を設けない。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>建築物の新築、改築又は増築に当たっては、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように、以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①屋根の形態</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>屋根の形態は、切妻、寄棟又は入母屋型の勾配屋根とし、屋根勾配は10分の3以上であること。ただし、母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物にあつては、この限りではない。</p> <p>②屋根の色彩</p> <p>焦げ茶色（着色の処理をしていない銅板葺を含む。）、暗緑色（緑青のついた銅板葺を含む）又は暗灰色であること。</p> <p>ただし、〇〇等の自然材料を使用した屋根とする場合には、素材色とする。</p> <p>③壁面の色彩</p> <p>茶系、グレー系又はベージュ系色であること。木材等の自然材料を使用する場合には素材色であること。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①屋根の形態</p> <p>屋根の勾配は、著しく急勾配でないよう指導する。母屋付帯の車庫、倉庫等の小規模な建築物及び農林水産業用の小規模な建築物であっても、可能な限り勾配屋根にするよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5－（2）－②修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>③その他</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p>
(2) 道路	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。また、希少な野生動植物の生息・生育地等内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息・生育地等内を通過する場合には、その分断等、行為による影響を考慮</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>し、必要に応じて代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築は、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように、以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>長大な切土又は盛土法面は避け、発生する法面は緑化を行うこと。ただし、緑化のみでは交通又は防災上の安全性が確保できない場合は、以下のいずれかに該当するものとする。</p> <p>ア 擁壁を施工する場合は、法枠等の緑化基礎工を併用するものであること。</p> <p>イ 落石防護ネットの使用により既存の植生を保護するものであること。</p> <p>ウ 落石防護ネットの使用により既存の植生を保護するものであること。</p> <p>通常の緑化が不可能な法面でも、極力モルタル吹付を避け、やむを得ずモルタル吹付とする場合は、通行の交通安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、風致に配慮した着色セメントの使用、又はツル性植物等により緑化を行う等、風致景観上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネット</p> <p>灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ、又は擁壁材料の明度を下げた工法により風致上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p> <p>④交通安全柵</p> <p>交通安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）であること。ガードレールを使用する場合は、灰色</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>(亜鉛メッキ仕上げを含む)又は焦げ茶色であること。ただし、公園利用施設から望見されない場所及び路上からの景観に配慮する必要のない場所にあつては、この限りではない。</p> <p>⑤付帯施設の取扱</p> <p>ア 広告物等の掲出、設置又は表示を行う場合は、必要最小限の規模とし、意匠、色彩等は3-2に準じて取扱う。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩、構造は、1-(1)建築物に準じて取扱う。</p> <p>⑥廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>施工に伴って生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行うものであること。</p> <p>⑦残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受けて行われる他の工事に流用する場合にあつては、この限りではない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所等は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー一等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5-(2)-②修景緑化指針によるよう指導する。</p>
(3) 鉄塔、アンテナ	<p>1. 基本方針</p> <p>鉄塔及びアンテナの新築、増築又は改築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>航空障害対策は、塗色ではなく極力標識灯の設置によるよう指導する。また、既存施設で既に塗色しているものは、塗り替えの際、可能な限り標識灯による航空障害対策に切り替えるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○色彩</p> <p>外部の仕上げは、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色とする。</p>
(4)電柱	<p>1. 基本方針</p> <p>電柱の新築、改築又は増築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>電力、電話線が並行する区間は、建て替え等の際に、可能な限り共架を図るよう指導する。</p> <p>主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、可能な限り地下埋設化又は架空線のルート変更を指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>①設置場所</p> <p>主要展望地周辺及び集団施設地区等公園利用上特に重要な場所にあつては、主要な展望方向に設置しないこと。</p> <p>②色彩</p> <p>外部の仕上げは、木柱及びコンクリート柱は素材色、鋼管柱は亜鉛メッキ仕上げであること。</p> <p>③ 広告物</p> <p>営業広告物は掲出しないこと。</p>
行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項

<p>(5) 砂防・治山施設</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>砂防・治山施設の新築、改築又は増築等に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないように指導する。</p> <p>新築の場合は、事前にその必要性、位置選定の理由及び設置による風致上の支障について検討するよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつてはこの限りでない。</p> <p>落石防護柵については、灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む）又は焦げ茶色とする。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りではない。</p>
<p>(6) 海岸保全施設 防波堤等</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>海岸保全施設、防波堤等の新築、改築又は増築に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないように指導する。</p> <p>自然海岸への新築は、既に災害又は侵食を受け、又は受けるおそれが極めて大きい場合であつて、他の方法によっては、防災及び海岸環境の保全の目的を達成することができない場合を除き、瀬戸内海国立公園の指定理由である多島海景観に著しい支障を及ぼすことから、極力避けるよう指導する。</p> <p>なお、新築、改築又は増築する場合は下記に留意する。</p> <p>①埋め立てを伴わないこと。</p> <p>②突堤及び離岸堤は可能な限り潜堤とすること。潜堤にできない場合は、原則自然石積みとすること。</p> <p>③施設の設置によって生じる潮流等の変化が、周辺海岸に著しい支障を及ぼさないことが明らかにされたものであること。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>○材料、色彩</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み仕上げ、自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等であること。ただし、公園利用施設等から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>
2 木竹の伐採	<p>1. 基本方針</p> <p>各地区において保全対象となっている森林の樹木については、原則として伐採を認めない。特に良好な照葉樹林等自然性の高い森林又は地域を特徴づける貴重な野生動物の生息地及びその周辺での伐採は極力避け、保全を図る。</p> <p>また、保全対象の周辺の森林については、保全対象に影響が及ばないように配慮する。</p>
3 広告物等の掲出、設置又は表示	<p>1. 基本方針</p> <p>国立公園の風致及び快適な利用環境を守るため、広告物の設置に当たっては、できる限り木材等の自然素材を使用し、落ち着いた意匠及び色彩とする。複数設置する場合はできる限り統合するよう指導する。関係機関と協力して違反広告物の追放を図る。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>広告物の設置に当たっては、意匠、色彩等が周辺の風致と調和するよう、次に掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>①自然公園法施行規則第 11 条第 19 項第 1 号に規定する広告物</p> <p>表示板に使用する色彩は、白、黒、緑、青及び茶系色のうち、3 色以内とする。</p>

行為の種類	行為許可の取扱いに関する事項
	<p>②自然公園法施行規則第 11 条第 19 項第 2 号に規定する広告物及び同条同項</p>

	<p>第3号に規定する指導標</p> <p>ア 乱立は避け、必要最小限とする。また、同一地域、同種目的のものについては統合するよう指導する。</p> <p>イ 標識の色彩は焦げ茶色、文字は白色を基本とするが、案内図には白色以外の使用も認める。</p>
<p>4 水面（海面） の埋立て又は干拓</p>	<p>1. 基本方針</p> <p>海面と一体となって優れた景観を構成する自然海岸は、瀬戸内海国立公園の重要な要素をなすものであるため、適正な保護を図るため水面の埋立ての取扱方針及び措置命令の処理基準については、別紙1「瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の留意事項」による他、次のとおり取り扱うものとする。</p> <p>①特別地域地先水面の埋立て</p> <p>ア 許可しない。ただし、次の場合にあってはこの限りではない。</p> <p>a 地域住民の生活上必要なもの並びに農業又は漁業の用に供されるものであって必要性が高く、かつ他に適地がないと認められる場合。</p> <p>b 既に人工海岸又は半自然海岸になっていて、その地先で養浜を行う等、自然景観の回復を目的とする場合。</p> <p>c 人工的施設が多数密集するなど、自然状態が著しく改変されている陸域の地先である場合。</p> <p>イ 予め自然環境に関する総合的な調査を実施する。</p> <p>ウ 水質汚染防止膜を設置する等汚水の流出防止に十分配慮する。</p>

(2) 公園事業の取扱いに関する事項

事業決定の内容及び「国立公園事業事業取扱要領（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号自然環境局長通知）」（以下「事業取扱要領」という。）によるほか、下記の公園事業の取扱いに関する事項による。

公園事業の種類	公園事業の取扱いに関する事項
1 道路（車道）	<p>1. 基本方針</p> <p>車道の路線の選定に当たっては、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しい支障を与えないよう指導する。また、貴重な野生動物の生息・生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息、生育地等内を通過する場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、代替措置を講ずるよう指導する。</p> <p>2. 具体的な取扱方針</p> <p>道路の新築、改築又は増築は、周辺の自然景観及び人文景観を損なうことがないように以下の要件に適合するものであること。</p> <p>①法面の処理</p> <p>長大な切土又は盛土法面は避け、発生する道路法面は、緑化を行うこと。モルタル吹き付けは、交通安全上、代替工法がないと認められる場合に限るものとし、風致に配慮した必要に応じた着色セメント使用、ツル性植物等により緑化を行う等、風致景観上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>②落石防護柵及び落石防護ネット</p> <p>灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色のものであること。</p> <p>③擁壁</p> <p>現地自然石と同種の自然石による石積み又は自然石を模した表面仕上げ、又はセメントの明度を下げた工法等により風致保護上の支障の軽減を図ったものであること。</p> <p>ただし、公園利用施設等の展望地から望見されない場所にあつては、この限りでない。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
	<p>④交通安全柵</p> <p>道路安全上の問題がない限りガードケーブルとし、色彩は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。ガードレールを使用する場合は灰色（亜鉛メッキ仕上げを含む。）又は焦げ茶色であること。</p> <p>⑤残土処理方法</p> <p>工事の施行により発生した残土は、国立公園区域外に搬出し、適切に処理するものであること。ただし、国立公園内において許可を受け又は届出をして行う他の工事に流用する場合には、この限りではない。</p> <p>3. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 道路の付帯施設である園地、休憩所、展望施設、駐車場、公衆便所等の設置は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等の航路からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等の掲出、設置又は表示を行う場合は、周辺の自然と調和した意匠及び色彩とし、規模は必要最小限とするよう留意する。</p> <p>ウ 建築物の意匠、色彩及び構造は、許可・届出取扱方針の1（1）建築物に準じて取扱う。</p> <p>②修景緑化方法</p> <p>5－（2）－②修景緑化指針によるよう指導する。</p> <p>③通景の確保</p> <p>主要な展望地で優れた眺望対象が眺望できる箇所については、樹木で視界が遮えざられないよう適宜枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>④管理運営方法</p> <p>くずかご及び吸い殻入れは十分な管理、回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
	<p>設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p> <p>⑤廃道敷及び工事跡地の整理</p> <p>施工に伴って生じた廃道敷及び工事跡地は、待避所等に活用される場合を除き、可能な限り修景緑化を行う。</p>
2 道路（歩道）	<p>1. 基本方針</p> <p>人と自然のふれあいを高めることを目的とした歩道を整備するものとし、整備に当たっては利用者の安全及び侵食防止等に配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 園地、休憩所、展望施設、駐車場及び公衆便所等の付帯施設の設置は必要最小限とし、設置する場合は、主要展望地及び海上の観光船、フェリー等からの眺望に著しく支障を与えないよう留意する。</p> <p>イ 案内板等は、利用性及び管理面を考慮した上で適切に配置し、周辺の自然と調和した意匠及び色彩とする。</p> <p>ウ 建築物の意匠及び色彩は、行為許可の取扱いに関する事項の1（1）建築物に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地については、樹木で視界が遮られないよう適宜枝払い抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方法</p> <p>くずかご及び吸い殻入れは、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみの持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。また、危険箇所の点検、草刈り、清掃等を定期的実施する。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
3 園地	<p>1. 基本方針</p> <p>展望地、海浜、樹林地等各地域の特性に応じた園地の整備及び管理を行い、自然探勝、散策、ピクニック、風景鑑賞等による利用において、人と自然とのふれあいが高まるように配慮する。施設の規模は必要最小限とし、周辺の自然と調和した意匠とする。特に展望地においては、防護柵及び案内板等の標識類が、展望を阻害することのないよう、設置に当たっては十分配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 休憩舎、展望施設、便所等の付帯施設は、利用性及び管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>イ 自然に対する理解を深めるとともに、利用の効果を高めるため、案内板、解説板及び指導標等を適切に配置し、必要な箇所には外国語を併記する。</p> <p>ウ 展望施設（展望台、展望休憩所等）の特別な用途を除き、建築物の意匠、色彩は行為許可の取扱いに関する事項1（1）建築物に準ずるよう指導する。</p> <p>②通景の確保</p> <p>主要な展望地については、展望を確保するため、枝払い、抜き伐り等を行い、通景の確保に配慮する。</p> <p>③管理運営方針</p> <p>ア くずかご、吸い殻入れ等は十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際にはごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>イ 園路及び広場の草刈り並びに園地内の公衆便所等の清掃を定期的を実施し、快適な利用が図られるよう努める。</p> <p>ウ 危険箇所の点検及び草刈りを定期的を実施する。</p>

行為の種類	公園事業の取扱いに関する事項
4 野 営 場	<p>1. 基本方針</p> <p>海浜地、山間部等、各地区の特性に応じた整備及び管理を行い、自然探勝、海浜利用等を通じて人と自然とのふれあいを高めるように配慮する。</p> <p>2. その他指導の留意点</p> <p>①付帯施設の取扱い</p> <p>ア 付帯施設については、環境衛生面や管理面を考慮し、適正に配置する。</p> <p>また、既存施設についても快適な環境が保持できるよう配慮する。</p> <p>イ 建築物の意匠、色彩及び構造は、行為許可の取扱いに関する事項の1(1)建築物に準じて取扱うよう指導する。</p> <p>②管理運営方法</p> <p>ア 山火事が多いため、利用に伴う火気の取扱いに十分注意するよう利用者を啓発する。</p> <p>イ くずかご及び吸い殻入れは、十分な管理及び回収が可能な場所以外には設置しないものとし、ごみの投げ捨て防止及びごみ持ち帰り運動を推進する。設置の際は、ごみが飛散しないよう対策を講じる。</p> <p>ウ 枯損木の処理等、安全管理を十分に行う。</p>

(3) 施設計画及び公園事業執行状況一覧

施設計画名	既執行 事業名	未執行事業名
園地	太華山山頂園地 笠戸島瀬戸園地 峨嵋山園地 白木山山頂園地 皇座山山頂園地	大津島馬島園地 虹ヶ浜園地 室積海岸園地
野営場	笠戸島白浜野営場	
水泳場		虹ヶ浜水泳場 室積海岸水泳場
車道	太華山線道路 室津皇座山線道路 平山皇座山線道路	室積大峰千坊線道路 嘉納山線道路 下田白木山線道路 帯石観音嵩山線道路
歩道	太華山線道路 千坊山線道路 笠戸島回遊線道路 嘉納山線道路	相浦皇座山線道路

5 その他国立公園の適正な保護及び利用の推進を図る目的を達成するために必要な事項

(1) 利用者の指導に関する事項

①自然解説に関する事項

ア 自然解説の実施と組織づくり

適正な利用を促進し、自然保護思想の普及啓発を図るため、各利用拠点において野外活動の指導を行うこととし、県、地元市町、自然公園指導員、公園事業執行者等の協力を求め、実施体制の整備に努める。

イ 自然解説パンフレットの作成

公園利用者が、自然に対して興味を持つよう自然探勝用のガイドマップやセルフガイド方式による自然解説冊子に関係機関との協力により作成する。

②利用者への利用規制

国立公園の適正な利用に著しい影響を及ぼすような行為については、関係機関との連携を図り、監視体制の強化や利用者への指導に努める。

③利用者の安全対策

高潮や台風等に関する防災情報が、各施設の管理者から公園利用者へ的確に伝わるよう、中国四国地方環境事務所と各施設との連携に努める。

最近では、海水浴利用に加えてマリンスポーツ（水上バイク、水上スキー等）、スカイスポーツ（ハングライダー、パラグライダー等）といった利用が増加しているため、水中での接触や着地時の激突等海水浴利用者等への安全確保を十分図るよう管理者を指導する。

[参考：山口県における防災情報等]

①山口県緊急災害情報（山口県総務部防災危機管理課）

<http://www.bosai-yamaguchi.jp/disaster/CUDISASTER/top/disaster.shtml>

②山口県道路情報システム（山口県土木建築部道路整備課）

<http://road.pref.yamaguchi.jp/rmap/main.asp>

③山口県土木防災情報システム（山口県土木建築部河川課、砂防課、港湾課）

<http://y-bousai.pref.yamaguchi.jp/>

## (2) 地域の美化修景に関する事項

### ①美化清掃

#### ア くずかごの管理

くずかごは、十分な管理、回収が可能でかつ利用上必要不可欠な場所以外は設置しないものとする。また、設置したくずかごには蓋を取り付ける等、ごみの飛散を防ぐものとする。

#### イ 公園施設の管理

公園施設は、快適な利用を維持するため、清掃体制の強化に努めるよう各管理者を指導する。

#### ウ 普及啓発

清掃登山、クリーンハイキング等を実施し、市民に清掃活動への参加を呼び掛けるとともにゴミ持ち帰り運動の普及啓発を図る。

#### エ 車道沿線の清掃

車道沿線については、道路管理者が主体となって清掃に努めるよう、各管理者に要請する。

#### オ 海ゴミ対策

釣り客等の利用者によるゴミの散乱及び海へのゴミ投棄、漁業に伴う廃棄物の発生等が海洋を汚染し、利用者に不快感を与えている現状を踏まえ、瀬戸内海海ごみ対策検討会等に参加している関係機関等と協力して対策に当たる。

### ②修景緑化指針

各種行為に伴って生じた裸地は、国立公園の風致、景観を損なうことがないよう、「自然公園における法面緑化指針（案）」（平成 20 年 3 月環境省自然環境局）及び以下に掲げる項目に沿って、修景緑化を行うよう行為者を指導する。

#### ア 支障木の移植

工事にあたっては、可能な限り既存樹木を保存するものとするが、やむをえず支障木が生じる場合には、極力これを移植するものとする。

#### イ 裸地の緑化

工事に伴いやむをえず生じた裸地や、現在裸地になっている場所については、土地利用上、また防災上特に支障のない限り、樹木により緑化する。

#### ウ 緑化に使用する草本類

急勾配の法面等樹木による緑化が困難な場所では、原則として郷土産又は自生種と同種のを混合したものを使用するものとするが、これによることが著しく不合理な場合には、第1種特別地域や貴重な自然を有している地域を除き、洋芝類、牧草類によることもやむを得ないものとする。

#### エ 緑化に使用する樹種等

敷地内の植栽、工事跡地の修景植栽等については、別紙3 修景植栽樹種の一覧表を参考とし、できるだけ国内産自生種による緑化を行うよう行為者を指導するものとする。

#### オ 道路等の法面については、次の事項に特に留意する。

- 1) 道路を新設する場合は、既存の樹木はできる限り残すものとし、移植可能な樹木は緑地帯等に移植する。また、計画路線上に大径木の樹木がある場合には道路線形の変更も検討する。
- 2) 道路沿いの空き地は、国内産の自生種による草本を植栽し、その背後には低木または高木を植栽する。
- 3) 法面が長大な箇所では、法面を数段にわけて犬走りを設け、犬走りには低木を植栽する。法面又は擁壁と道路の間には可能な限り空地を設け、郷土産と同種の草本または低木を植栽する。

#### カ 建築物等の工作物の周辺については、次の事項に特に留意する。

- 1) 建築物等の周辺に修景が必要な場合には、建築物の前面及び周辺に草本と低木を植栽するほか、適度に高木も植栽する。
- 2) 建築物の敷地境界には、原則としてフェンスやブロック塀を使用しない。境界を明確にしておく必要のある場合には、生け垣によるものとする。やむを得ずフェンス等を使用する場合は、ツル性植物等により緑化する。
- 3) 建築物を隠ぺいする必要がある場合には、必要部分に高木又は亜高木を密植する。樹木の成長に伴い、必要に応じて間伐を行う。また、

高木の前面には低木を植栽する。

(3) その他事項

以上各項目にしたがって管理の方針を述べてきたが、そのほか次の点にも留意して今後とも適正な公園管理を行うものとする。

- (1) 許認可手続きの迅速化と、問題のある事案についての早期連絡調整を図る。
- (2) 必要に応じ自然公園法の規制内容を分かり易く解説したパンフレットの作成を検討するとともに、関係市町村の広報誌に掲載の協力を依頼する。
- (3) 文化財保護法、山口県景観条例等関係法令との行き違いが生じないように、他機関との調整を図る。

(参考資料：関係法令等一覧参照)

## 別紙 1

### 瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立て取扱い上の 留意事項

瀬戸内海国立公園普通地域（海域）内における水面の埋立てについては、以下の各事項に留意して取扱うものとする。

#### 1 埋立て理由に関する事項

当該地以外ではその目的を達成することが困難なもので、次の各項目のいずれかに該当すること。

- ア 地域住民の日常生活に必要なもの。
- イ 港湾あるいは漁港関連施設の整備に必要なもの。
- ウ 地域の社会、経済的理由から計画されたもので必要性が認められるもの。
- エ 災害防止のため埋立て以外に方法がないもの。

#### 2 埋立て位置に関する事項

- (1) 次に示す地区等の地先を極力避けた位置であること。
  - ア 特別保護地区及び特別地域（共にその周辺を含む）
  - イ 自然海岸
- (2) 野生生物の保護上重要な干潟や浅海等に影響を及ぼさない位置であること。
- (3) 主要な展望地から見て、風景の保護上著しく支障とならない位置であること。

#### 3 環境、風景の保全に関する事項

- (1) 埋立ての規模及び形状が適切であること。
- (2) 埋立て地の利用計画が、明らかにされているものであって、その内容が適切であること。
- (3) 埋立て地に設置される工作物の規模、形態等が、周囲の風景と調和するものであること。特に、リゾート開発に伴う施設及び高層建築物、巨大工作物等風

景に与える影響が大きいものについては慎重に取扱うこと。

- (4) 必要に応じ、埋立地に十分な緑化が計画されていること。
- (5) 埋立てによる潮流の変化がもたらす水質の悪化の度合及び異常堆砂、異常洗掘等による隣接海岸への影響の度合が軽微であること。
- (6) 周辺の海水浴場等に与える影響が軽微であること。
- (7) 埋立工事に伴う濁水が周辺海域へ拡散しない工法がとられていること。
- (8) 貴重な野生動植物の生息、生育地内での行為は極力避けるとともに、やむを得ず生息、生育地等内で行う場合は、その分断等、行為による影響を考慮し、必要に応じて代替措置を講ずるよう指導する。

#### 4 その他

「瀬戸内海環境保全臨時措置法第13条第1項の埋立てについての規定の運用に関する基本方針について」（昭和49年5月9日瀬戸内海環境保全審議会答申）の内容に合致したものであること。

## 別紙 2

### 瀬戸内海国立公園内マリーナの取扱方針

国立公園内のマリーナについては次によって取り扱う。

- 1 マリーナとは、主としてプレジャーボート（ヨット、モーターボート等）を係留、保管するための施設（栈橋、艇庫等）をいい、一体として整備される防波堤、給油施設、修理工場、休憩施設等の関連施設を含むものとする。
- 2 公園計画に適合するマリーナは公園事業として決定し、執行するよう指導する。
- 3 公園事業以外のマリーナについては、次のとおりとする。
  - (1) 次の地域においては原則として認めない。
    - ア) 特別保護地区、海中公園地区及び第 1 種特別地域
    - イ) 貴重な自然的性質を有する地域のうちア)に準じた取扱いをする必要があると認められる地域
    - ウ) ア)及びイ)の地先及び周辺の海域
  - (2) (1) 以外の特別地域にかかるマリーナについては、次の各号の要件を満たさない場合は原則として認めない。
    - ア) 自然海岸の埋立てを伴う等風致の保護上著しい支障とならないものであること。
    - イ) 自然海岸以外の埋立てについては最小限とし係留施設の規模が過大でないこと。
    - ウ) 国立公園の主要展望地から展望する場合の著しい妨げにならないこと。
    - エ) 船舶の陸上保管場所や付帯施設は、可能な限り既存陸上部に設けること。
    - オ) 船舶の陸上での保管は、最小限とすること。
    - カ) 野生動植物の生息、生育に重大な影響を及ぼさないものであること。
    - キ) 海水浴場等への影響が軽微であること。
  - (3) 普通地域のみにかかるマリーナについては、(2) の各号の要件を満たすよう指導する。

## 別紙3

## 修景植栽樹種の一覧表

## 高木-1

樹種	成長速度	水分要求	陽陰		樹高m	花	紅葉	耐塩	備考
			陽	陰					
アオギリ	速い	乾	○		20		○	中	
アキニレ	遅い	湿	○		20		○	中	
アラカシ	速い	乾	○		20			強	
イスノキ	遅い	乾	○		20			強	
イヌツゲ	遅い	湿	○	○	5			強	低木にも使う
イヌマキ	速い	乾湿	○	○	20			強	
イチョウ	速い	乾	○		30		○	強	
ウバメガシ	遅い	乾	○		10			強	
エゴノキ	速い	乾湿	○	○	10	○晩春	○	強	
エノキ	速い	乾	○		20		○	強	
エンジュ	速い	普通	○		25			強	
オオシマザクラ	速い	乾	○		10	○春	○	強	
カイヅカイブキ	速い	乾	○	○	10			強	
カクレミノ	遅い	湿		○	10			強	
カシワ	速い	乾	○		15		○	強	
クヌギ	速い	乾	○		15		○	中	
クスノキ	速い	乾湿	○	○	20		○	中	
クロガネモチ	速い	湿		○	10			強	
クロマツ	速い	乾	○		40			強	
コナラ	速い	乾湿		○	15		○	強	
コブシ	速い	湿	○	○	20		○	強	
ゴズイ	普通	乾	○		10		○	強	赤い実
サカキ	速い	乾		○	5	○冬		強	
サザンカ	遅い	乾		○	5	○晩秋		強	
サンゴジュ	速い	湿		○	7			強	赤い実
シキミ	遅い	湿	○		5			強	

高木 - 2

樹種	成長速度	水分要求	陽陰		樹高m	花	紅葉	耐塩	備考
			陽	陰					
シラカシ	普通	乾湿	○		20			強	
シロダモ	速い	湿	○		10			強	
スダジイ	速い	湿	○		25			強	
ヒメユズリハ	速い	乾	○		10			強	
ホルトノキ	遅い	乾	○		20		○	強	
マサキ	速い	湿	○	○	5			強	
マテバシイ	速い	湿	○		10			強	
ムクノキ	速い	湿	○	○	20			強	
モチノキ	遅い	湿		○	10			強	
モッコク	遅い	湿	○	○	15			強	
ヤマザクラ	速い	乾	○		10	○春	○	中	
ヤブツバキ	遅い	湿		○	10	○初春		強	
ヤシャブシ	速い	乾湿	○	○	7		○	強	
イロハモミジ	速い	湿	○	○	10		○	弱	
ヤマモモ	遅い	乾湿	○	○	15			強	
ヤブニッケイ	普通	乾	○		10			強	
リョウブ	速い	普通	○		5		○	中	

低木 - 1

樹種	成長速度	水分要求	陽陰		樹高m	花	紅葉	耐塩	備考
アオキ	速い			○	2			強	赤い実
アキグミ	速い		○		5			中	赤い実
アジサイ	速い			○	2	○初夏		強	
アセビ	遅い			○	2	○春		強	
アベリア	速い		○	○	2	○夏		強	
イヌツゲ	速い		○		5			強	
イヌビワ	遅い		○		4			強	
ウツギ	速い		○	○	1.5	○晩春		強	
エニシダ	速い		○		3	○春		強	
オオバイボタ	速い		○		3			強	
ガクアジサイ	速い		○	○	2	○初夏		強	
カンツバキ	遅い		○	○	2	○冬		強	
キツタ	速い		○	○				強	常緑つる性
キャラボク	遅い			○	4			強	
キンシバイ	速い		○	○	1.5	○夏		強	
クサギ	速い		○		4	○夏		中	
クチナシ	速い		○	○	2	○夏		中	
コクチナシ	速い		○	○	0.5	○夏		強	
シモツケ	速い		○		1.5	○晩春		強	
シャリンバイ	普通		○	○	4	○晩春		強	
シャシャンボ	普通		○		2			中	
ジンチョウゲ	遅い			○	1.5	○初春		中	
スノキ	普通		○	○	2			中	
センリョウ	速い		○	○	0.8			中	赤、黄の実
ソヨゴ	普通		○	○	5			中	
タチバナモド	速い		○		3			中	
タマイブキ	遅い		○		2			強	

低木 - 2

樹種	成長速度	水分要求	陽陰		樹高m	花	紅葉	耐塩	備考
			陽	陰					
タラノキ	速い		○		4			強	
チョウセンレン	速い		○		1.5	○初春		強	
ドウダンツツジ	遅い		○		3	○春	○	弱	
トベラ	速い		○	○	3	○晩春		強	
ナツハゼ	速い		○		2			中	
ナワシログミ	速い		○		2.5			強	赤い実
ナンテン	速い			○	3		○	強	半陰樹赤い実
ニシキギ	速い		○	○	2.5		○	中	
ネズミモチ	速い		○	○	5			強	高木も使用
ハイビヤクシン	遅い		○		0.5			強	
ハコネウツギ	速い		○	○	3	○初夏		強	
ハマヒサカキ	遅い		○	○	1.5			強	
ハマボウ	速い		○		2	○夏		強	
ヒサカキ	普通		○	○	3			強	
ヒラドツツジ	速い		○		2	○春		強	
フヨウ	速い		○		3	○夏		強	
ボケ	速い		○		2	○初春		強	
マメツゲ	遅い			○	2			強	
マルバグミ	速い		○	○	2			強	赤い実
コバノミツバツ	速い		○		2		○	中	
ムクゲ	速い		○	○	3	○夏		中	
ヤツデ	遅い			○	2.5			強	
ヤマツツジ	速い		○		3	○初夏	○	中	
ヤマハギ	速い		○		2	○初秋	○	強	
ユキヤナギ	速い		○	○	2	○春		中	

## 別紙 4

## 関係法令等一覧

法令名	規制概要	担当課
瀬戸内海環境保全 特別措置法	* 特定施設の設置規制等	県環境政策課
	* 自然海浜保全指定地区における 行為の届出等	県自然保護課
公有水面埋立法	* 公有水面埋立の免許制度 (環境保全への配慮等)	県港湾課
鳥獣の保護及び狩猟の 適正化に関する法律	* 特別保護地区における行為制限	県自然保護課 農林事務所
文化財保護法 (文化財保護条例)	現状変更等の制限 [国指定・天然記念物] 峨嵋山樹林 [県指定・天然記念物] ・光のクサフグ産卵地 ・水無瀬島のアコウ自生地帯	県社会教育・文化 財課 市町
建築基準法	* 建築物の規模・形態等の制限	県建築指導課 土木建築事務所 市町
屋外広告物法 (屋外広告物条例)	* 広告物の掲出禁止・制限	県都市計画課 市町
都市計画法	* 都市計画区域における開発行為の許可等	県建築指導課 土木建築事務所 市町
森林法	* 林地開発許可・保安林内行為制限 ・地域森林計画対象森林の伐採及び伐採 後の造林の届出	県森林企画課 県森林整備課 市町
海岸法 (一般海域の利用に関 する条例)	* 海岸保全区域内の行為等の制限 * 一般海域の機能を損なうおそれのある行 為の規制	県河川課
港湾法	* 港湾区域内の行為等の制限	県港湾課

		市町
漁港漁場整備法	* 漁港区域内の行為等の制限	県漁港漁場整備課 市町
道路法	* 道路の占用等の制限	県道路整備課
国土利用計画法	* 土地売買について届出を要する 市街化区域 2,000 m <sup>2</sup> 以上 市街化区域以外の都市計画区域 5,000 m <sup>2</sup> 以上 都市計画区域以外の区域 10,000 m <sup>2</sup> 以上	県地域政策課 市町
農地法	* 農地の用途変更	県農業経営課 市町
宅地造成等規制法	* 宅地造成工事規制区域内における 宅地造成工事の許可等	県建築指導課 土木建築事務所 市町

採石法	* 採石業に関する制限	県新産業振興課 市町
鉱業法	* 鉱業権設定・制限	県新産業振興課 市町
温泉法	* 掘削・動力装置設置許可	県薬務課 市町
水道法	* 専用水道等（給水人口 101 人以上又は 1 日最大給水量 20 m <sup>3</sup> 超）の施設の設置に関 する確認・届出	県生活衛生課 環境保健所 市町
水質汚濁防止法	* 排出水等に関する規制	県環境政策課 環境保健所
廃棄物の処理及び清掃 に関する法律	* 一般・産業廃棄物の処理施設の 設置	廃棄物・リサイク ル対策課 環境保健所

旅館業法	* 新改増築等に伴う営業許可	県生活衛生課 環境保健所
消防法	* 消防設備・危険物貯蔵取扱等の 規制	県防災危機管理室 消防署
食品衛生法	* 飲食店等営業許可	県生活衛生課 環境保健所

参考1 指定植物一覧

瀬戸内海国立公園特別地域において、採取を規制する植物は次のとおりである。

(昭和56年3月23日 環境庁告示第〇号)

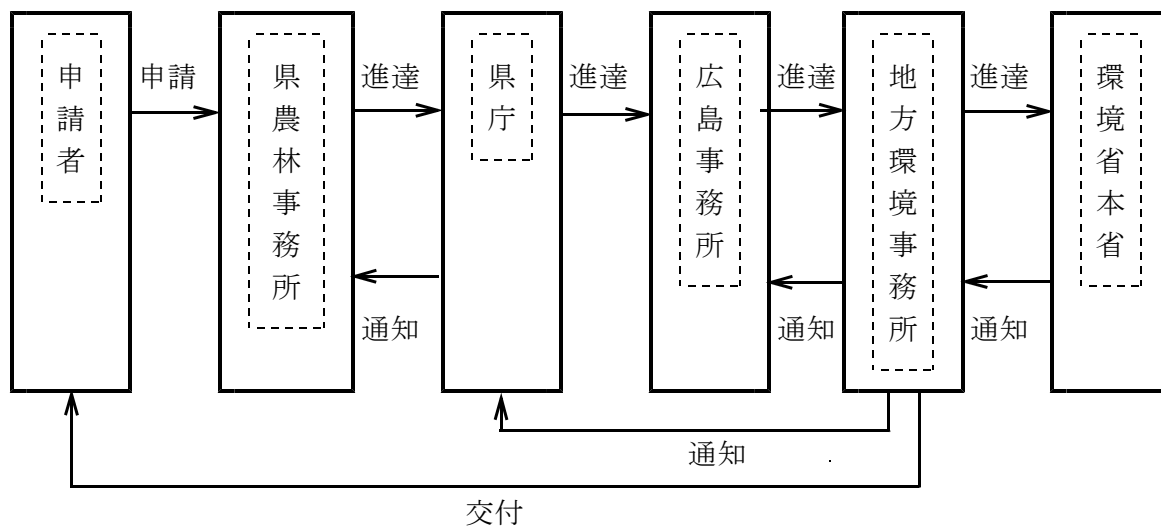
科名	種名(ミズゴケ科の植物にあっては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	マンネンスギ
イワヒバ	イワヒバ
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イノモトソウ	エダウチホングウシダ
シノブ	シノブ、タマシダ
オシダ	ウラボシノコギリシダ、オオクジャクシダ
チャセンシダ	アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、ヤネノシダ、オシヤクジデンダ、イワオモダカ
シシラン	タキミシダ、シシラン
クワ	カカツガユ
ヤドリギ	オオバヤドリギ
ナデシコ	フジナデシコ(ハマナデシコ)
キンポウゲ	ミスミソウ(スハマソウ、ケスハマソウ)、タカネハンショウヅル、トリガタハンショウヅル、シロバナハンショウヅル、オキナグサ、ヤマシヤクヤク
メギ	ハイカイカリソウ、イカリソウ
ウマノスズクサ	ミヤコアオイ、サンヨウアオイ、ナンカイアオイ、ヒメカンアオイ
ヤッコソウ	ヤッコソウ
モウゼンゴケ	イシモチソウ、モウゼンゴケ、コモウゼンゴケ
ケン	シマエンゴサク
ベンケイソウ	ウンゼンマンネングサ、ミセバヤ、セトウチマンネングサ
ユキノシタ	チャルメルソウ、シラヒゲソウ、ウメノチソウ、ジンジソウ
バラ	イワキンバイ、テリハキンバイ、コテリハキンバイ、シロヤマブキ、イブキシモツケ、イワガサ(タンゴイワガサ)、ウラジロイワガサ(ミヤジマシモツケ)
マメ	ナルトオオギ
ハマビシ	ハマビシ
トウダイグサ	イワタイゲキ
ヒメハギ	カキノハグサ(ナガバナカキノハグサ含)、ヒナノカンザシ
アオイ	ハマボウ
ジンチョウゲ	コシヨウノキ
グミ	ナツアサドリ
イワウメ	イワカガミ(コイワカガミ、オオイワカガミ含)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、ギンリョウソウモドキ(アキノギンリョウソウ)、ギンリョウソウ、マルバノイチヤクソウ、ジンヨウイチヤクソウ

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ツツジ	ウスギヨウラク、イワナシ、トサノミツハツツジ、サツキ、レンゲツツジ (キレンゲ含)、ヒカゲツツジ、ツクシシャクナゲ (ホンシヤクナゲ、オキシヤクナゲ含)、カラムラサキツツジ (ゲンカイツツジ含)、サイコクミツハツツジ、アケボノツツジ (アカヤシオ含)、シロヤシオ (ゴヨウツツジ)、コバノミツハツツジ、ダイセンミツハツツジ、サラサドウダン、シロドウダン (ベニドウダン含)
サクラソウ	シコクカッコソウ
リンドウ	リンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	ソナレムグラ、サツマイナモリ、イナモリソウ
ムラサキ	ムラサキ
クマツヅラ	イワダレソウ
シソ	イガタツナミソウ
イワタバコ	イワタバコ、イワギリソウ
ハマウツボ	ハマウツボ、キヨスミウツボ
タヌキモ	ミミカキグサ、コタヌキモ、ヒメタヌキモ、ノタヌキモ、イヌタヌキモ、ホザキノミミカキグサ、ムラサキミミカキグサ
スイカズラ	ヤマヒヨウダンボク、チョウジガマズミ
マツムシソウ	マツムシソウ
キキョウ	サワギキョウ、キキョウ
キク	ソナレノギク、シュンジュギク (シンジュギク、アサマギク)、ウラギク (ハマジョオン)、キバナノジギク、マアザミ (キセルアザミ、ツクデマアザミ)、コケセンボンギク、オタカラコウ、ハンカイソウ、オオニガナ、サワオグルマ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	カンカケイニラ、ステゴビル、シライトソウ、キキョウラン、カタクリ、ショウジョウバカマ、シロバナショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、セトウチギボウシ、ササユリ、コオニユリ、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
アヤメ	エヒメアヤメ、ヒオオギアヤメ
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ
サトイモ	ムサシアブミ、ユキモチソウ
カヤツリグサ	イワカンスゲ、オタルスゲ、サギスゲ、ミカズキグサ
ラン	ヒナラン、イワチドリ、シラン、マメツタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、キエビネ、ギンラン、キンラン、サイハイラン、シュンラン (ホクロ)、マヤラン (サガミラン)、セッコク、カキラン、ツチアケビ、オニノヤガラ、ミヤマウズラ、シュスラン、サギソウ、ミズトンボ、ムカゴソウ、ジガバチソウ、クモキリソウ、コ克蘭、ヒメフタバラン、フウラン、ヨウラクラン、ウチョウラン、コケイラン、ジンバイソウ、ツレサギソウ、ヤマサギソウ、オオバノトンボソウ、コバノトンボソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ベニカヤラン (マツラン)、カヤラン、クモラン、ヒトツボクロ

参考2 許認可申請書進達ルート

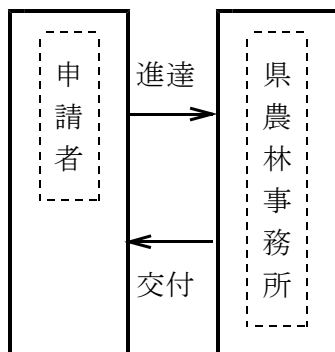
(1) 大臣権限

※本省決裁の場合は5部、地方環境事務所長専決の場合は4部を提出



(2) 県知事権限

※1部提出



### 参考3 管理計画検討会名簿と検討経緯

#### (1) 管理計画検討会名簿

検討員	座長 西村 祐二郎 山口大学名誉教授 委員 庫本 正 秋吉台科学博物館名誉館長 委員 山本 時博 山口県観光戦略会議議長
行政機関	山口県自然保護課長 周南市長 防府市長 下松市長 岩国市長 光市長 柳井市長 周防大島町長 上関町長 田布施町長 平生町長
事務局	環境省 中国四国地方環境事務所 広島事務所

#### (2) 作成及び検討経緯

年 月 日	内 容
平成20年 3月	第1回検討会 ・主旨説明 ・改正事項の基本方針説明
平成20年 9月	第2回検討会 ・管理計画書素案検討（第1章～3章、5章、別紙等） ・現地調査（山口県沿岸東部）
平成21年 3月	第3回検討会 ・管理計画書（案）検討
平成22年 月	パブリックコメント
平成22年 月	

別添 瀬戸内海国立公園（山口県地域）展望地カルテ

	県番号	調査 番号	展望地名	場 所	公 園 区 域	評 価	
						現 状	リフレッシュ後
山口県	1	183	太華山①	山口県周南市大島太 華山	2	2	4
山口県	2	184	太華山②	山口県周南市大島太 華山	2	3	4
山口県	3	185	はぎの平	山口県光市	外	0	3
山口県	4	186	千坊山山頂	山口県光市千坊山	2	3	4
山口県	5	187	皇座山山頂	山口県熊毛郡上関町 皇座山	3	0	5
山口県	6	188	皇座山①	山口県熊毛郡上関町 皇座山	3	4	5
山口県	7	189	皇座山②	山口県熊毛郡上関町 皇座山	3	3	4
山口県	8	190	皇座山③	山口県熊毛郡上関町 皇座山	3	3	3
山口県	9	191	大星山展望台	山口県熊毛郡平生町 佐賀	外	5	—
山口県	10	192	白木山	山口県大島郡周防大 島町白木山	2	4	5
山口県	11	193	嵩山山頂	山口県大島郡周防大 島町	3	4	5
山口県	12	194	源明山	山口県大島郡周防大 島町	3	4	5